

第7回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年3月25日（土）10:20～15:30

【場所】職員研修所2階会議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

大島いずみ	野口暢子
小原隆治	村上祐允
関根和弘	若井治子
沼田良	

議事次第

1. 「役割・責務」についての章立て
2. 起草の進め方

1. 「役割・責務」についての章立て

・村上委員の案を基に検討し、次のように定めた。

1 区民の権利・責務

- ①自治を担い区政を創造する
- ②区民の知る権利
- ③自治の育み
- ④不利益取扱禁止条項？
- ⑤事業者の権利・責務
(注) NPO・・・事業者（区民以外も入るから）
町会・自治会・・・住民

2 区の基本的役割・責務

- ①信託に応えること
 - ②自治の基本原則に沿った職務執行
 - ③区政運営の基本原則に沿った職務執行
 - ④公平・公正で誠実な職務執行
- ※総則についても、「行政運営」を「区政運営」に変える。

3 区長の役割・責務

執行機関は区長と行政委員（会）に分けることができるが、執行機関という言葉が区民にはなじみがないので、ここではあえて「区長とその補助機関」を「区長」と表現する。

- ①「2 区の基本的役割・責務」による

②区長の権限規定

財政、職員採用についても言及

「区長は、その補助機関である行政職員について、指揮監督・育成」をする。

「区長の補助機関である行政職員は、職務能力向上」に努める。など

4 議会・議員の役割・責務

議会への「区民参加」の詳細は、Cグループへ

①「2 区の基本的・責務」による

②権限規定

③開かれた議会運営

住民意見の反映、運営の透明性、公開性、議会運営の効率化（継続審議の短縮）

④政策立案能力の向上（議員）

⑤議員活動の補佐（事務局）

5 区政運営

行政評価、行政手続

受託者、指定管理者の責務についても言及する。

2. 起草の進め方

- ・大島委員と村上委員が、4月3日までにそれぞれ案を作成することとなった。